

市政のひろば 主な内容

空家問題について考える……………2,3
 津島市の地域包括ケアシステムの方向性……………4,5
 人間ドックを受けましょう……………6,7
 今取り組んでいます 地域学校協働本部とコミュニティスクールに!……………8,9
 第55回津島市民総合体育大会……………10,11
 市長就任のごあいさつ……………12

正・副議長就任のごあいさつ……………13
 子どもの目……………27
 ほんのひととき……………27
 院長コラム……………28
 私のカルテ……………29
 アンケート……………34,35
 街角散歩……………37

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をしないと、国民健康保険税が割高に算定されることや、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されることがあります。

国民健康保険に加入されている方で、収入が無かった、少なかったなどの理由で申告をされていない方は、必ず所得申告をしてください。

なお、公的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

所得申告のお願い 国民健康保険からのお知らせ



お知らせ

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
 (各担当課のGはグループの略です)

問合 保険年金課国民健康保険G

☎ 24-1111-3



生活支援相談窓口からのお知らせ

生活支援相談窓口は、市役所1階南東(宿直室隣り)にて開設しています。

生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方に、どのような解決方法があるか一緒に考え、安心した生活が送れるような取り組みを行っています。

まずは、困っていることを何でもご相談ください。内容によっては、専門的な機関を紹介します。市役所どの窓口へ手続きに行ったらよいか分からない時でもご案内しますので、お気軽にご相談ください。なお、家族や周囲の人からのご相談も受け付けています。

問合 生活支援相談窓口

☎ 24-1111-1 内線2136

シートベルト着用徹底強化週間

6月11日(月)～20日(水)

締めたかな

後ろの席も シートベルト

後部座席のシートベルト着用が義務化されています。後部座席の方もシートベルトを着用すれば、交通事故の被害を軽減することができます。

また、チャイルドシートは、子どもの体格に合い、座席に確実に固定できる物を選び、取り付けは後部座席をおすすめします。チャイルドシートの正しい取り付けが子どもの命を守ります。

問合 市民協働課地域コミュニティG

☎ 55-922008



男女共同参画週間

6月23日(土)～29日(金)

走り出せ、性別のハードルを超えて、今津島市では、一人ひとりが個性と能力を発揮していきいきと暮らせるまちを目指しています。

パネル展示

日時 6月21日(木)～27日(水)

午前10時～午後9時(営業時間)

場所 ヨシヅヤ津島本店1階

問合 人権推進課人権同和・男女参画

G ☎ 55-93364

読書感想文の課題図書

小学生から高校生までを対象にした、読書感想文の課題図書がそろいました。

貸出期間 9月2日(日)まで

貸出日数 7月1日(日)～8月31日(金)は1週間以内。
その他は2週間以内。

※生涯学習センター分室・神島田分室に課題図書はおいていません。予約をして取り寄せてください。

本のリサイクル

6月9日(土)から、図書館で使われなくなった本のリサイクルをしますので、ご利用ください。なくなり次第終了します。一人5点まで。



場所・問合 市立図書館
☎25-2145

津島市シルバー人材センターからのお知らせ

庭木剪定の予約を受け付けます

予約期間 9月～平成31年1月
10月～12月は希望が多く、天候などにより遅れることがあります。
予約期間外の月は随時受付します。

料金 作業代、機械代、枝葉搬出代等がかかります。

受付 6月24日(日)午前9時～午後2時
に電話、または直接左記へ。

その他 予定件数に達した月から順次締め切ります。また、危険を伴う作業は、お断りすることもあります。

草刈機取り扱いの講習会

日時 6月13日(水) 午前9時～11時
(雨天の場合は、6月14日(木))

対象 市内在住の60歳以上の方
※詳細は、電話で左記へ。

問合 (公社)津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内)
☎26-8448

平成31年津島市成人式

日時 平成31年1月13日(日) 午前11時
～正午(10時15分から受付開始)

場所 文化会館大ホール
対象 平成10年4月2日～11年4月1日生まれの方
その他

・該当する方には、12月上旬に案内状を送付します。

・他市町村の成人式へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。

問合 社会教育課生涯学習G

☎55-9421



津島市青少年体験活動ボランティア活動支援センターからのお知らせ

青少年の健全育成のための、様々な自然・社会体験やボランティア活動の相談、情報提供をしています。

日時 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

場所 社会教育課内

問合 市青少年体験活動ボランティア活動支援センター(社会教育課生涯学習G内) ☎55-9421

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・市内に居住している方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であつて特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護している家族の方

支給品目

紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シート、ウェットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間7万5000円相当分)

支給時期 8月

申込 6月1日(金)～15日(金)に直接左記(土・日曜日は除く)。

問合 高齢介護課長寿福祉G

☎24-11118



家計調査にご協力ください

家計調査は、毎月、総務省統計局が都道府県を通じて行っている調査です。この調査は、私たちの暮らし向きを家計面からとらえるもので、一定の統計上の抽出方法に基づいて、選定した世帯に家計簿をつけていただき、その結果は経済政策や社会政策の基礎資料として活用するものです。

調査員がお宅に伺いますので、ご協力を願います。

なお、回答していただいた内容は、統計法により保護されます。

問合せ 県県民文化部統計課 消費統計室
電話 052-954-6104



ごみの分別排出について

集積場へのごみ出っぴい

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

ごみの分別について

最近、可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入が見受けられます。

また、プラスチック容器包装の分別を理解していない排出も多く見受けられます。プラスチック容器包装(青袋)は、

⑧(リサイクルマーク)が付いているプラスチック容器が収集対象です。「津島市家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、間違いないように出してください。

処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所までお尋ねください。

一時大量ごみの排出について

ご家庭から一時的に大量のごみが出る場合は、一回につき5袋程度で、数回に分けて出してください。焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

一度に、大量のごみを出されると、ごみの収集に支障をきたすばかりか、トラブルともなりかねません。

このような場合は、清掃事務所にご相談ください。

※分別が間違っているごみは、収集されません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター(031-020004)へお尋ねください。

問合せ 清掃事務所 026-422008



中身が入ったスプレー缶・カセットボンベの排出について

スプレー缶・カセットボンベの収集については、使い切り穴を開けて出すようお願いしています。

穴を開けていないスプレー缶・カセットボンベを排出すると、収集車の火災が発生するなど非常に危険です。

しかし、各ご家庭にはどうしても使い切れず、中身が残ったスプレー缶・カセットボンベもあると思います。

それらを回収するため、6月、11月の有害ごみ収集時に、専用のカゴ(赤色)を用意します。

また、市役所、神守支所、神島田連絡所、保健センターにも随時持ち込めるように専用のカゴを配置しています。

注意事項

通常の資源ごみ回収でスプレー缶等を出す場合は、必ず使い切り穴を開けて排出してください(厳守)。

問合せ 清掃事務所 026-422008

犬・猫の飼い主の方へ

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬は登録をし、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年受けさせていただきます。狂犬病予防注射が未接種の場合、督促ハガキを10月ごろに送ります。

フンの後片付けは、飼い主の責任です

放置された犬のフンによる苦情が多く寄せられています。「飼犬を伴う散歩に関する条例」では、飼い主の義務を次のように定めています。

- ・公共の場所を犬のフンで汚さない。
- ・犬のフンを処理するため、袋などを携帯する。

散歩中に出たフンは、必ず持ち帰って処分しましょう。

また、猫は家の中で飼育し、近隣に迷惑をかけるようにしてはなりません。

無駄吠えをしていませんか

飼い犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。飼い主として責任を持ち、無駄に吠えたりしないよう、「しつけ」が必要です。

「しつけ」が困難なときは、愛知県動物保護管理センター尾張支所(0586-78-2595)に相談しましょう。

問合せ 生活環境課環境保全G

051-000000



農地転用の許可権限の移譲について

農地法の改正に伴い、農林水産大臣が指定する市町村が、都道府県に代わり同法に定める農地転用許可等を行うことが出来る市町村制度が創設されました。

市では、この指定を受け、農地転用許可等に関する事務・権限を受けることになり、7月から運用を開始します。

今回の許可権限の移譲で、より主体的なまちづくりが可能となり、転用許可に必要な期間も短縮できるようにします。

なお、手続き方法や許可基準、受付窓口は従来のとおりです。

問合せ 産業振興課農政G

☎55-9653



各融資制度のご案内

小規模企業等振興資金

中小企業者を対象とした運転資金、および設備資金を融資する制度です。ただし新規開業者は対象外です。

通常資金

融資対象 従業員50人(商業・サービス業30人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合、NPO法人

限度額 5000万円

小口資金

融資対象 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合など

限度額 2000万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 市内取扱金融機関、津島商工会議所

納税状況の確認 所得税(法人の場合は法人税)、事業税、県民税、市民税を確認します。

※各融資資金には必要な書類がありますので、相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口・問合せ

愛知県信用保証協会

☎0120-4541754

くらしを育てる資金融資制度

教育に係る資金、医療・介護に係る資金、出産・育児に係る資金、自動車に係る資金を必要とする市民を対象とする融資制度です。

限度額 200万円

融資期間 要件別により金融機関の定めと異なります。

勤労者等住宅資金融資制度

市内に居住する勤労者等に対する、住宅の新築、増改築等の資金、分譲住宅(マンションを含む)および中古住宅の購入資金、住宅用地の購入資金(2年以内に住宅建築予定のものに限る)のた

めの融資制度です。

限度額 2000万円

融資期間 35年以内

※各制度には、各種融資条件があり、取扱金融機関において融資の審査が行われます。

問合せ 東海労働金庫津島支店

☎25-1151



不法就労・不法滞在防止にご協力を!

日本に住む不法滞在者は平成30年1月1日現在で約6万6000人となり、前年と比べ約1200人の増加となりました。こういった不法滞在者の不法就労を斡旋するブローカーや、就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取り締まりを強化していきます。

事業主の皆さんへお願い

外国人を雇用する場合は、適法に働くことができるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書(希望する

外国人に交付)等のコピーではなく、実物で在留資格、在留期間等を確認してください。

問合せ

【来日外国人に関するもの】

法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904(IP電話・PHSからは03-5796-7112)

【不法滞在情報等事件情報】

津島警察署 ☎24-0110



募集

「納付書等郵送用封筒」広告

市税・保険料等納税通知書用および通知書用の2種類の郵送封筒裏面に広告を掲載していただける企業等を募集します。

募集期間 6月4日(月)〜22日(金)

問合せ 財政課管財・営繕G

☎55-9616

